交通遺児等（学資手当・入学支度金）申請について

★**学資手当**は、保育園・幼稚園入園から高等学校卒業までの在学期間

◎　学資手当　中学校まで　　月額　５，０００円
　　高等学校等　　月額１０，０００円

必要書類

①　交通遺児等（学資手当・入学支度金）申請書：様式第１号
②　遺児の戸籍謄本
③　交通遺児となった事実に関する書類
（病院で発行される死亡診断書）or（交通遺児証明書：様式第６号）
④ 遺児の健康保険証の写し
⑤ その他、確認のため上記のほかに書類をお願いする場合があります。

★**入学支度金**は、以下の一に該当するとき

◎　保育園・幼稚園入園時	３万円
◎　小学校・中学校入学時	５万円
◎　盲学校・聾学校又は特別支援学校入学時、中等部進学時	５万円
◎　高等学校及び高等専門学校進学時	７万円
◎　専修学校及び各種学校進学時	７万円
◎　盲学校、聾学校又は特別支援学校高等部進学時	７万円
◎　大学進学時	１０万円

必要書類

①　上記１～４の書類（学資手当を受けている場合は、必要なし）
②　高校以上は、合格通知書
③　その他、確認のため上記のほかに書類をお願いする場合があります。

★**共通事項**

注意事項

①　申請書の有効期間は、4 月 1 日から 3 月 31 日まで
②　引き続き交付を希望するときは、交通遺児等学資手当継続・中止申請書（様式第５号）に必要書類を添えて提出する。
※遺児の戸籍謄本と健康保険証の写しは、３年ごと提出
③　何らかの理由により、受給資格を喪失したときは、交通遺児等学資手当継続・中止申請書（様式第５号）を提出する義務があります。
例　〇保護者でなくなったとき
〇保護者が富士宮市に住所を有しなくなったとき
〇保護者が再婚したとき
〇遺児が、学費を必要としなくなったとき
〇継続申請の無いとき　　など